

# 規制改革推進に関する第2次答申

平成29年11月29日

規制改革推進会議

# 目 次

I 総論	1
1. はじめに	1
2. 審議経過	1
3. 本答申の実現に向けて	1
II 各分野における規制改革の推進	2
1. 待機児童解消	2
(1) 規制改革の目的と検討の視点	2
(2) 具体的な規制改革項目	2
関係者全員参加の下で協議するプラットフォームの都道府県による設置	2
保育に関わる情報の共有化	3
地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革	3
ア 広域連携の促進	3
イ 上乘せ基準の見直し	4
ウ 多様な保育所の参入促進	4
エ 待機児童数の算出の適正化	5
保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保	6
2. 電波制度改革	7
(1) 規制改革の目的と検討の視点	7
(2) 具体的な規制改革項目	7
割当て・利用状況の「見える化」	7
ア 公共部門の割当状況の「見える化」	7
イ 効果的な利用状況調査の実施	7
帯域確保に向けた対応：制度面での対応	8
ア 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築	8
イ 新たな周波数ニーズに対応した周波数帯の確保目標の設定	8
ウ 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設	8
帯域確保に向けた対応：公共部門における対応	9
ア 共同利用型の公共安全LTEの創設	9
イ 公共部門間の周波数やシステムの共用化	9
ウ 公共用無線局からの電波利用料の徴収【  に後掲】	10
エ 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築、周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設など【前掲  の措置の適用】	10
帯域確保に向けた対応：民間部門における対応	10
ア 電波の利用に関する負担の適正化【  に後掲】	10
イ 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築、周波数移行を促すインセンティブの拡	

充・創設など【前掲の措置の適用】	10
ウ 放送用の帯域の更なる有効利用	10
割当てに関わる制度の見直し	10
ア 割当手法の抜本の見直し	10
イ 新たな割当手法により生じる収入の使途	11
ウ 提案募集型の用途決定	11
エ 二次取引の在り方の検討	11
オ 共用を前提とした割当て	11
カ 免許不要帯域の適正な確保	12
経済的価値をより一層反映した電波利用料体系の見直し	12
ア 電波の利用に関する負担の適正化	12
イ 公共用無線局からの電波利用料の徴収	12
ウ 電波利用料の使途の見直し	13
3. 森林・林業改革	14
(1) 規制改革の目的と検討の視点	14
(2) 具体的な規制改革項目	14
K P I の設定及び工程表の作成	14
新たな森林管理システムに関する事項	15
ア 市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みの創設	15
イ 市町村行政の補完等のための仕組みの整備	16
ウ 国有林事業との連携	16
エ 所有者不明森林への対応強化	16
新たな森林管理システムを活かし林業の成長産業化を進めるために対応すべきその他の事項	17
ア 木材の生産流通構造改革	17
イ 木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し	17
ウ 国有林に関する民間活力の導入	17
(参考資料1) 規制改革推進会議委員及び専門委員名簿	18
(参考資料2) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過	21

## I 総論

### 1. はじめに

「チャレンジを阻む岩盤のように固い規制や制度に真正面から挑戦し、スピード感を持って改革を進めていく。委員の皆様からは、まさに短期集中で早急に結果を出すべき重要事項を掲げていただいた。待機児童問題に速やかに終止符を打つ。電波のダイナミックな利活用が可能となるように割当制度の改革は待ったなし。これは大変固い岩盤ではあるが、皆様と共に挑戦していきたい。」

平成 29 年 9 月 11 日に開催された第 20 回目となる規制改革推進会議（以下「会議」という。）において、「待機児童解消」、「電波制度改革」及び「森林・林業改革」を短期集中で早急に結果を出すべき重要事項に決定し、安倍内閣総理大臣はこのように規制改革への決意を述べた。本答申は、その後、約 3 か月間、集中して調査審議した結果を取りまとめたものであり、会議の第 2 次答申として内閣総理大臣に提出する。

### 2. 審議経過

平成 29 年 7 月 20 日の第 19 回会議において、今期の体制として、行政手続部会、農林ワーキング・グループ、水産ワーキング・グループ、医療・介護ワーキング・グループ、保育・雇用ワーキング・グループ、投資等ワーキング・グループを設置した。

「待機児童解消」、「電波制度改革」、「森林・林業改革」は、それぞれ保育・雇用ワーキング・グループ、投資等ワーキング・グループ、農林ワーキング・グループで調査審議した。

### 3. 本答申の実現に向けて

本答申は、今期取り扱う重要事項の中でも、とりわけ迅速な改革が求められる事項について改革の道筋を示したものであり、これを踏まえた改革に直ちに着手すべきである。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められ、これはひとえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

以下、各分野における提言のうち、枠で囲んだ、取り組むべき具体的方策を「実施事項」とする。

## II 各分野における規制改革の推進

### 1. 待機児童解消

#### (1) 規制改革の目的と検討の視点

少子化に伴う人口減少社会を迎え、また共働き世帯が増加する中、我が国にとって、子供を持つ誰もが安心して働き続けられる環境の整備は喫緊の課題である。幼児教育・保育の無償化も議論される中で、保育を求めるニーズの更なる拡大が見込まれ、抜本的な対応が求められる。

待機児童の解消は、共働き世帯における就労継続を実現し、労働力人口減少の抑制に、ひいては所得と消費の拡大につながる。また、待機児童の解消には、保育士を確保するための様々な施策の実行が不可欠となるが、その過程において、資格を持ちながらも職を離れている潜在保育士に再び社会参加を促すという副次的効果も期待できる。

このため、政府は、待機児童解消を最重要政策の一つに位置付け、これまで、多くの施策を講じてきた。平成 25 年 4 月に策定した「待機児童解消加速化プラン」以降、十分な保育の受け皿を整備するために、累次にわたり、期限を明示して量的目標を掲げ、財政面、制度面での様々な取組を通じて、保育士の確保、保育施設の整備が進められてきた。平成 25 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画では、保育の質を確保した上で、株式会社等の多様な主体の参入も促した。これらの取組が奏功し、現在、全国の市区町村のうち約 8 割の市区町村において待機児童は解消されている。

しかしながら、今日、依然として都市部を中心に待機児童問題は存在する。待機児童が減少しない要因としては、女性就労率が急激に上昇していることや、近年の大規模マンションの林立にみられるように子育て世代の住居が都市部に回帰していることが挙げられるが、これに加え、待機児童解消のために保育所を増設したことで、これまで保育サービスを諦めていた保護者の潜在ニーズが顕在化していることによる面も大きい。こうした多面的な問題の解決のためには、保育行政の改革とともに保育の実施主体である都市部の地方自治体の対策にも焦点を当てる必要がある。

都市部など待機児童が多い地方自治体における待機児童解消の課題は、保育の担い手の確保、保育場所の確保、多様な保育所の参入の加速である。また、特に交通網の発達する都市部の住民は広い生活圏を持ち、居住行政区域外での保育サービスを求める人も少なくないという事情にも留意する必要がある。市区町村はこれまでも様々な解決策を模索し、目標数を超えた定員枠を確保してきたが、今度こそ待機児童問題に終止符を打つために、現在、遂行されている「子育て安心プラン」を着実に実行するべく、あらゆる関係者が総力を挙げて取り組むことが必要である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

#### (2) 具体的な規制改革項目

関係者全員参加の下で協議するプラットフォームの都道府県による設置

【平成 29 年検討開始、結論を得次第速やかに実施】

保育の実施主体である市区町村が、待機児童の解消に向けて、各区域内でできる最大限の取組を行っているにもかかわらず、いまだ待機児童が解消されない市区町村が存在するという事は、市区町村単独で解決に当たることに限界があることを意味している。

したがって、従来の市区町村単独での取組に加え、都道府県を中心に、広域的に待機児童対策に取り組むよう促すために、以下を実施する。

- a 待機児童数が一定の基準を超え、その解消に意欲のある都道府県が手を挙げた場合、国は「待機児童緊急対策地域」(仮称。以下「緊急対策地域」という。)に指定し、指定された地域内の待機児童への支援策を強化するための所要の改正法案を提出する。
- b 緊急対策地域に指定された都道府県は、現行の都道府県による市区町村の取組の支援(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)をより実効的なものとするため、関係者全員参加の下で協議するプラットフォームとして、待機児童対策協議会(仮称。以下「協議会」という。)を設置する。協議会には、都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者の他、必要に応じて関係府省が参加する。協議会参加者は、地域の実情に応じて以下の ~ 等について協議を行い、各項目について適切なKPI(達成すべき成果目標)を定める。都道府県は、定めたKPIと時期を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映させ、PDCAサイクルを回すことで、目標達成に向けた進捗管理を徹底する。

#### 保育に関わる情報の共有化

【a:平成29年実施済、b:平成29年度実施、c:平成29年度実施、  
d:協議会が設置され次第速やかに検討開始】

保育サービスの多様化に伴い、保育利用者の選択肢が増す一方で、サービスを選択しようとする保育利用者や保育施設を運営する事業者に対し提供される情報の量や質は、市区町村により大きく異なっている。

したがって、保育に関わる全ての関係者が、それぞれが求める情報を容易に入手できるようにするために、以下のaからcまでを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せてdを実施する。

- a 内閣府は、企業主導型保育所の設置情報を市区町村に提供する。
- b 内閣府は、急速な量の拡大に応じた質を確保するため、都道府県と市区町村の間で監査情報が共有され、重複の見られる監査事項については双方の調整により、一方の監査事項から省略する等、効果的・効率的に監査を実施するべきであることを、都道府県と市区町村に対して周知する。
- c 厚生労働省は、市区町村が利用者支援事業を活用して保育コンシェルジュを設置する際に、入園希望者への申請前段階からの相談支援や、休日・夜間などの時間外相談を実施するように事業設計を改善する。
- d 都道府県は、保育利用者が必要とする情報を的確に把握し地方自治体ごとに比較ができるよう、認可外保育所も含めた保育所ごとの空き状況やマッピング等の「見える化」について協議会において関係市区町村等と協議し、「見える化」を図るべき項目を決定の上、各地方自治体は「見える化」を徹底する。

#### 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革

##### ア 広域連携の促進

【a:平成29年度実施、b:協議会が設置され次第速やかに検討開始】

保育の実施主体である各市区町村の区域内での待機児童解消策はこれまでも鋭意なされている一方で、区境をまたぐ広域的な保育所の利用はごく一部の地方自治体による試行的な取組にとどまっている。企業主導型保育事業については、居住区外の利用が可能となっているものの、従業員以外の利用を認める「地域枠」には受入人数に上限規制があるため、従業員の枠に空きがある場合でも他の利用者を受け入れることができず、遊休枠の有効活用を逃している。

したがって、居住地や勤務地にかかわらず希望する保育所が利用できるように以下の a を実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せて b を実施する。

- a 内閣府は、企業主導型保育事業の従業員枠の空き枠を活用して地域枠 50%の上限を超えた地域枠対象者の受入れを可能とする。
- b 都道府県は、協議会において関係市区町村等と、市区町村間で異なる申込みに係るシステムや様式、利用調整に係る点数付けの基準、保育料等について調整を図るとともに、広域利用のための協定の締結を支援する。

#### イ 上乗せ基準の見直し

【協議会が設置され次第速やかに検討開始】

厚生労働省は、国の定める人員配置基準や面積基準を上回る基準を設定している市区町村に対し、各地方自治体の判断に基づいて国の定める基準に見直し、一人でも多くの児童を保育所に受け入れるよう要請している（「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成 28 年 4 月 7 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））。しかしながら、例えば都心部では、基準の上乗せをしている地方自治体に待機児童が多く見られる傾向があり、地方自治体が独自に設けている上乗せ基準が、待機児童数の増加をもたらす要因の一つになっているとの指摘もある。

したがって、上乗せ基準の設定が待機児童の偏在化を助長することのないよう、緊急対策地域は、協議会において関係市区町村等と協議し、保育利用者や学識経験者等、多様な視点から上乗せ基準を検証する。

#### ウ 多様な保育所の参入促進

【a:平成 29 年度実施、b:平成 29 年度実施、c:平成 29 年度実施、  
d:平成 29 年度公表、平成 30 年度通知発出、  
e:協議会が設置され次第速やかに検討開始、  
f:協議会が設置され次第速やかに検討開始】

厚生労働省は、保育所の運営形態にかかわらず、公平・公正な認可がされるよう、都道府県に対して通知を発出しているが（「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について）、市区町村によっては通知に沿った運用が徹底されていない。例えば、運営形態によって保育所新設時における補助金が支給されない市区町村があり、多様な保育所の参入の妨げになっている。

さらに、助成金申請書類の形式が地方自治体ごとに異なることがサービス提供開始時期を遅らせていることなど、事業者の保育所展開の障壁を取り除くことが必要である。

多様な主体による保育所の参入が、良質で低コストな保育サービスの提供や、付加サービスの提供で新市場の創造につながる可能性もある。保育利用者の選択肢の拡大も期待される中、付加サービスに対する追加的な料金徴収の可否がわかりにくく、事業者の参入意欲を妨げているという声もある。

また、いわゆる「地方単独保育所」とよばれる、地方自治体が一定の支援を行っている認可外保育所は、保育の受け皿として一定の役割を果たしているため、認可保育所と同様に国費による支援を拡充すべきであるという指摘もある。

したがって、多様な主体の参入を促し、必要な保育の受け皿が常時確保され、かつ多様なサービスに対するニーズに応えられるよう、以下の a から d までを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せて e 及び f を実施する。

- a 厚生労働省は、多様な保育所の設置状況について市区町村単位で毎年調査を行い、結果を公表する。
- b 厚生労働省は、市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。
- c 厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。
- d 文部科学省は、平成 29 年に実施した学校の余裕教室の活用状況調査結果を踏まえ、保育所への転用状況を公表する。また、余裕教室がある場合には保育所への転用が促されるよう、文部科学省及び厚生労働省は、地方自治体に対して再度周知する。
- e a の調査結果を踏まえ、都道府県は、協議会において関係市区町村等と協議し、市区町村における多様な保育所の参入を認めるよう促すとともに、市区町村の保育所整備計画を精査する。
- f 都道府県は、協議会の場で、内閣府が様式例として示している子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書の活用を市区町村に促す。

## エ 待機児童数の算出の適正化

【平成 29 年度実施】

待機児童数の算出方法が地方自治体によって異なっており、また、算出方法によっては、各地方自治体における保育ニーズの実態が、待機児童数に反映されていないおそれがある。特に、育児休業給付金の延長手続きのために必要となる、地方自治体から発行される「保育所入所保留通知書」の取得を目的として保育施設への入園申請を行っている事例が数多く見受けられ、これが、待機児童数の見かけ上の増加につながっているとの指摘がある。

したがって、真に、各地方自治体が政策目標とし得る待機児童数へと適正化するため、厚生労働省は、育児休業中の復職意思の確認方法について、地方自治体によって解釈の違いが生じないように、明確化されたルールが徹底されるよう地方自治体に周知する。

## 保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保

【a:平成 29 年度実施、b:平成 29 年度実施、c:平成 29 年度実施、  
d:協議会が設置され次第速やかに検討開始、  
e:協議会が設置され次第速やかに検討開始】

保育士不足の背景として、短時間保育士を活用する環境が不十分であるという点がある。例えば、常勤保育士と短時間保育士との間の助成金制度に差を設けている地方自治体があり、それが、短時間保育士の採用を進めにくくしていることがある。

したがって、保育士不足により保育サービスの提供ができない状況を防ぐため、短時間保育士の活用を始めとする以下の a から c までを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せて d 及び e を実施する。

- a 厚生労働省は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成 10 年 2 月 18 日厚生省児童家庭局長通知)を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。
- b 内閣府は、地方自治体向けに公表している「公定価格に関する F A Q」において、常勤職員以外の職員を一部配置基準に充てることが可能である旨を記載しているが、より明確化する観点から、短時間勤務者を配置基準に含める際の考え方を追記し、地方自治体に周知する。
- c 厚生労働省は、保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。
- d 都道府県は、協議会において関係市区町村等と協議し、管内市区町村ごとの必要保育士数と確保数、キャリアアップのための研修等の人材確保策を策定する等、必要数を確保できる見込みがない市区町村に対して支援を行う。
- e 都道府県は、協議会において関係市区町村等と協議し、保育士等の子供の保育所等の優先利用について調整する。

本答申においては、平成 32 年度までに待機児童が解消されることを目指し、最大限の取組が行われるよう検討を行った。しかし、保育所や保育サービスの多様化が今後更に進むことが予想される中、今後は、実施事項の取組状況を踏まえながら、国から社会福祉法人以外への国有地の直接貸付けや、多様な保育所間で異なる従事者基準(職員に占める保育士資格保有者の割合)の妥当性の検証も含め、総合的に保育分野の規制改革に取り組んでいくべきである。

## 2. 電波制度改革

### (1) 規制改革の目的と検討の視点

政府においては、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する Society5.0 を世界に先駆けて実現することとしている。こうした中、IoT、自動走行、自動飛行、ワイヤレス電力伝送などを始め、あらゆるモノがインターネットにつながり、新たな製品・サービスが実現しつつあるが、これらを支える重要なインフラが電波である。

電波の利用ニーズは、これまでもLTE (Long Term Evolution)などの高速移動通信サービスやスマートフォンの普及などに伴い急速に増大してきた。今後、第5世代移動通信システム(5G)が導入され、Society5.0に向かう動きが加速していけば、電波利用ニーズの飛躍的な拡大が見込まれる。

電波利用ニーズの高度化・拡大に対応するためには、有限希少な国民共有の財産である電波の更なる有効利用を図ることが重要である。そのためには、まず、周波数の割当て・利用状況の「見える化」が必要である。前期の会議では、諸外国の事例を参考としつつ、公共部門の周波数について割当て・利用状況の「見える化」や共用化の推進等に関する答申を行ったが、こうした取組を民間部門の周波数にも広げて更に推進していく必要がある。

必要な帯域を確保するためには、こうした割当て・利用状況の「見える化」を進めるとともに、十分に有効利用されていない帯域について返上等を円滑に行うための制度を整備することが必要である。その際、公共部門の自営通信網については、諸外国において「公共安全LTE」の整備が進められており、こうした取組が参考となる。放送用周波数については、通信・放送の更なる融合に向けた産業構造の変革を見据えて検討を進める必要がある。

また、電波が国民共有の財産であるとの認識に基づき、割当手法と電波利用料について、経済的価値をより反映して、抜本的な見直しを行う必要がある。さらに、電波利用料については、利用料負担の公平性確保などの観点から見直しを行うことも必要である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

### (2) 具体的な規制改革項目

割当て・利用状況の「見える化」

ア 公共部門の割当状況の「見える化」

【平成29年度検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施】

我が国では、公共部門の周波数の割当状況の一部が不公表とされている。米国・英国に比べ公表する内容が十分でなく、電波の有効利用を促進する上で阻害要因となっている可能性がある。

したがって、公共部門の割当状況について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考に、より積極的に公表する。

イ 効果的な利用状況調査の実施

【平成29年度検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施】

現在、電波の利用状況の調査については、公共部門・民間部門を通じ、既存免許

人に対する調査、総合無線局監理システムを活用した局数の集計及び電波発射状況調査により実施されている（周波数を3区分し、概ね3年で調査が一巡）。電波の有効利用を促進するための前提として、公共部門・民間部門を通じ、電波の利用状況の実態をより正確に把握することが不可欠である。

したがって、電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充する。その際、重点的に調査対象とすべき帯域を設定するとともに、発射状況調査の実施期間、時間帯、頻度、測定場所、分析手法等を適切に定め、効果的に調査する。

帯域確保に向けた対応：制度面での対応

ア 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築

【平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出】

現在、携帯電話事業者が策定する特定基地局の開設計画については、総務大臣の認定を受けて周波数の割当てを受けた後にモニタリングが行われており、その結果、当該開設計画が実現の見込みがないと認められた場合は、認定期間（5年又は終了促進措置実施の場合は10年以内）中であっても、周波数の割当てや無線局免許の取消しを行うことができる。しかし、認定期間終了後は、利用状況調査以外にモニタリングが行われることはなく、周波数の返上・再割当てが行われることはほとんどない。

また、現行の電波法（昭和25年法律第131号）では、一度免許人となった者について再免許を受ける法的権利が明記されていないにもかかわらず、現実には、免許人が電波を有効利用していない場合であっても既得権化しがちである。

したがって、電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されていない帯域について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し（返上等）を円滑に行うため、現行制度の運用状況と有効性を検証しつつ、以下の仕組みを構築する。

a 携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上などの仕組み

b 携帯電話事業者以外にも含むより包括的な周波数の返上などの仕組み

イ 新たな周波数ニーズに対応した周波数帯の確保目標の設定

【平成30年度末までに検討・結論】

現在、第4世代移動通信システム（4G）を始めとする移動通信システム用周波数として、2020年までに約2,700MHzを確保するとの目標が掲げられているが、今後、5Gが普及することを踏まえ、新たな周波数の確保目標を設定する必要がある。

したがって、5Gを始めとする今後の新たな周波数ニーズに対応するため、現在の周波数帯の確保目標に替わる新たな周波数確保目標の設定を、公共部門及び民間部門の周波数からの再編・共用の周波数確保目標も含めて実施する。

ウ 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設

【平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に措置・法案提出】

より効果的に周波数再編を促進するためには、既存免許人の周波数移行が不可欠

であり、そのためのインセンティブを既存免許人に与えるべきである。この観点から、新たに周波数の割当てを受ける事業者が既存免許人の費用を負担する終了促進措置が設けられているが、当該費用の支払いは移行費用の範囲に限られ、また、民間での支払いのみが対象とされるなどの限界がある。

したがって、既存免許人に対する公平な取扱い等の観点を勘案し、また従来の終了促進措置の適用状況を検証しつつ、既存免許人に対し周波数移行を促すインセンティブを確保するため、以下の仕組みを構築する。

a 終了促進措置の拡充・柔軟化の仕組み

- ・ 公共業務用無線局も対象とするほか、新たに周波数の割当てを受ける者が負担する費用の範囲について、現行の費用に加えて、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費を含める。
- ・ 上記費用を超える支払いを行うことや、既存免許人の移行時期によるインセンティブの段階的設定も検討する。

b 帯域の確保の迅速化に資するその他の仕組み

- ・ 免許帯域から免許不要帯域へ変更する場合の対応や、公共用帯域の再編など、様々な周波数帯において、既存免許人を迅速に移行させるためのインセンティブを確保する仕組みを創設する。

帯域確保に向けた対応：公共部門における対応

ア 共同利用型の公共安全LTEの創設

【平成 29 年度中に検討開始、結論を得次第順次実施】

公共部門では、警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの各省庁・機関が独自にモバイル端末用(車載用、可搬用を含む。)の自営通信網を構築・運営している。一方、米国や韓国では公共安全用途の専用周波数を配分し、また、英国では商用周波数を活用することで、警察、消防・救急、地方自治体等が緊急時に管轄区域を越えて相互に通信できる共同利用型のネットワークの構築を進めているが、これらのネットワークは電波の有効利用や公共部門間の連携に資するものと考えられる。

したがって、警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同で利用できる「公共安全LTE」について、2020年までの実現可能性を含め、関係省庁・関係機関が参画した検討の場を総務省に設ける。

イ 公共部門間の周波数やシステムの共有化

【平成 30 年夏までに検討・結論】

「公共安全LTE」以外でも、現在、国土交通省と電力会社などが同一エリアで同一周波数を使用しているが、それぞれ個別の固定局で運営しているなど、更なる効率化の余地があると考えられる。また、必ずしも最新の技術を用いた効率的な電波利用がなされていない場合もあり、異なる機関の個別の業務を新たな共通のシステムに置き換えることも考えられる。

したがって、公益事業を含む公共分野の各分野において、最新の技術による効率的な業務や電波利用を促す観点から、公共部門間における周波数やシステムの

共用化を順次進めるため、具体的な方策を検討する。

ウ 公共用無線局からの電波利用料の徴収【 に後掲】

エ 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築、周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設など【前掲 の措置の適用】

帯域確保に向けた対応：民間部門における対応

ア 電波の利用に関する負担の適正化【 に後掲】

イ 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築、周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設など【前掲 の措置の適用】

ウ 放送用の帯域の更なる有効利用

【平成 30 年夏までに検討・結論】

放送用の帯域については、4 K・8 Kの導入、通信と放送の更なる融合が進展していく中、帯域の更なる有効利用を検討する必要がある。また、地上デジタル放送において割り当てられている周波数帯については、時間的・地理的条件などにより生じる空き周波数を動的に割り当てるような新技術の活用等により、帯域の更なる有効利用が可能との指摘がある。

したがって、総務省は、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき、イノベーション創出の観点等から行う提案募集（ウに後掲）なども含め、検討を行うとともに、会議においても引き続き検討する。

割当てに関わる制度の見直し

ア 割当手法の抜本的見直し

【a:平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出、  
b:平成 29 年度以降継続的に検討】

周波数の割当てに当たって諸外国で広く導入されているオークション制度については、価格メカニズムの活用により周波数の経済的価値を最も高め得ると考えられる者を選ぶことができるため、電波の有効利用の促進及び割当手続の透明性や迅速性の確保につながると考えられる一方、オークション制度導入に慎重な立場からは、設備投資の遅延、ユーザーの利用料金の上昇、外資参入による安全保障上の問題などのおそれがあるとも考えられる。

したがって、新たな周波数の割当てについて、以下の方策を実施する。

a 新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた金額（周波数移行、周波数共用及び混信対策等に要する費用を含む。）を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目（人口カバー率、技術的能力等）を総合的に評価することで、価格競争の要素を含め周波数割当てを決定する方式を導入する（平成

30 年度中に法案提出して法整備) こととし、そのための検討の場を設ける。  
b 入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討を継続する。

#### イ 新たな割当手法により生じる収入の使途

【上記ア a と同時期に検討・結論】

Society5.0 の実現は、成長戦略に不可欠であり、官民で積極的に取り組むべき課題である。

したがって、上記アの割当手法の抜本の見直しにより生じる収入の使途として、周波数移行の促進、新たな混信対策、5 G 等電波利用の振興、Society 5.0 の実現等のために活用することとし、そのための方策について検討する。

#### ウ 提案募集型の用途決定

【早期に準備が整い次第実施】

昨今の加速度的な情報技術の進展や IoT の普及に伴い、世界各国で、過去には想定されなかったような電波の利用方法が試行されている。電波を利用したイノベーションの余地は大きく、これを促進する方策を早急に実施すべきであり、免許人による用途の裁量を認める必要がある。

したがって、十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで実証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当等所要の手続きを進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-High マルチメディア放送に利用されていた帯域を対象に、提案募集を行い、手続きを実施する。

#### エ 二次取引の在り方の検討

【平成 30 年夏までに検討・結論】

現在、無線局の免許人の地位の移転については、事業譲渡等に伴う地位の承継の範囲でしか認められず、新規事業や事業拡大のためには機動性を欠く。この点、周波数の二次取引（賃貸借等）が可能になると、周波数の死蔵を防止し、これを有効利用する者への速やかな割当てが実現するメリットがある。

したがって、アの周波数の返上等の仕組みを踏まえつつ、電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う意欲・能力を有する者が、その必要とする周波数を、多様な手段により迅速に確保できるようにする観点から、周波数の賃貸借等の在り方について検討する。

#### オ 共用を前提とした割当て

【平成 29 年度検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、平成 32 年度結論】

現在、公共部門や携帯電話システムなど使用頻度が高い無線システムに対する周波数割当に関しては、免許人に周波数を専有的に利用させているが、電波の有効利

用のためには周波数共有の推進が必要であり、特に、5 G 向けの周波数帯等では複数の免許人による周波数共有が一層進むと見込まれる。この点、欧米では、LSA (Licensed Shared Access) などの階層型認可やダイナミック周波数アクセスシステムなど、共有された周波数の割当てと運用の調整を機動的に行う仕組みが検討されており、我が国においてもこうした仕組みを早急に検討すべきである。

したがって、周波数共有を機動的に行う仕組みを検討し、結論を得る。

#### カ 免許不要帯域の適正な確保

【平成 30 年夏までに検討・結論】

今後、IoT の普及等の技術革新により、免許不要局がますます増加していくことが想定され、干渉回避の観点から免許不要局の適切な監理が求められる。免許不要帯域の適切な帯域幅を確保し、電波の有効利用を促進するため、電波利用料の徴収などの可能性も含め、必要な方策を検討すべきである。

したがって、電波利用料の徴収などの可能性も含め、免許不要帯域の適正な確保の在り方について検討する。

#### 経済的価値をより一層反映した電波利用料体系の見直し

##### ア 電波の利用に関する負担の適正化

【 a : 平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出、  
b : 平成 29 年度以降継続的に検討】

携帯電話事業者と放送事業者の間では、電波利用料の算定における特性係数(公共性等の特性を勘案した軽減係数)において2倍の差があることなどから、帯域幅当たりの電波利用料の料額では約4倍の差が生じている。これに対しては、現在のスマートフォンの普及状況などを踏まえれば、携帯電話は放送と同様に、国民が情報を得るための重要なインフラとなっており、両事業者間の電波利用料負担の不均衡を是正すべきとの指摘がある。

また、現行の算定方法では、電波利用料負担の配分に係る帯域区分が移動通信・放送系を中心とした「3 GHz 以下」と、固定通信・衛星系を中心とした「3 GHz 超 6 GHz 以下」の2区分のみとなっている。これに対しては、利用ニーズをより正確に反映した電波利用料を徴収するため、帯域区分を更に細分化すべきとの指摘がある。

したがって、電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。

- a 電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特性係数や帯域区分等を見直す。
- b 上記 a の見直し(電波利用共益事務のコストの分担の範囲での見直し)を超え、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。

##### イ 公共用無線局からの電波利用料の徴収

【平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出】

現在、国等が免許人となっている公共用無線局の電波利用料について、警察用、

消防用、海上保安用、防衛用等専ら非常時における国民の安全・安心の確保を直接の目的とする無線局等については全額が、防災行政用、水防・道路用等の無線局については半額が減免されている。一方、諸外国では、公共用無線局についても電波の有効利用を促進する観点から料金の徴収を行う例がある。

したがって、電波利用料の減免の対象となっている国等が免許人となっている公共性が高い無線局においても電波の有効利用に対するインセンティブが働くよう、電波の有効利用が行われていない無線局については、電波利用料を徴収する仕組みを構築する。

#### ウ 電波利用料の使途の見直し

【平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出】

電波利用料の使途については、真に必要な事業に絞り込む一方で、電波の利用状況のより精緻な把握、周波数移行の促進やホワイトスペースの利用促進などの事業には従来以上に資金を投入し、電波の更なる有効利用を強力に推進すべきである。

したがって、電波利用料の使途について、電波の利用状況調査（発射状況調査を含む。） 周波数移行の促進やホワイトスペースの利用促進、異システム間の周波数共用・干渉回避技術の高度化など、周波数の有効利用に資する見直しを実施する。

### 3. 森林・林業改革

#### (1) 規制改革の目的と検討の視点

日本は国土面積に比して世界でも有数の森林面積を持ち、しかも、これまでは育てるだけで売上げに結びつかない保育の時期にあった人工林の約半数が林齢 50 年以上となり、本格的に伐採して活用する時期（主伐期）に移行しつつある。しかしながら、現在は主伐期にある人工林の年間成長量の 4 割しか伐採されていない状況にあり、年々累積されていく森林資源を、どのように活用、管理すべきかが、今、問われている。生産性の高い森林に、作業のための道路（路網）を適切に整備し、間伐や主伐後の再造林の施業を合理的に進める仕組みを整えることができれば、次の 50 年へとつながる持続可能な森林経営が実現される。ようやく主伐期を迎えた日本の森林は、このサイクルを作るための重要な時期にある。

しかしながら、木材の需給動向を見ると、我が国の木材需要量は昭和 48 年をピークに低減傾向にあり、また、その大宗は輸入製品で賄われている。大幅な需要増が見込めない中で国産材供給力の拡大期を迎えることから、そのミスマッチの解消が必要となる。

また、森林所有者の多くは小規模零細で経営意欲に乏しく、森林の資産価値を向上させるための積極的経営を期待できる状況にない。さらに、川上の林業経営体と川下の製材・合板業者や工務店などの木材需要者との連携も進んでいないことから、木材の伐採・搬出コストや流通加工コストが高く、輸入製品との価格競争の中で、そもそも、森林経営が経済的に成り立ちにくい状況にある。

木材関連産業は、伐採、運搬、木材加工にとどまらず、家具の製造・販売、住宅建築などの裾野の広い産業群を持つものである。ここで適切な森林・林業政策が行われるならば、文化や教育の場としての森林の価値も含め、林業は、地域経済の重要な柱になり得るものであり、そのような潜在力を発揮させるための構造改革が求められる。

森林は、水源涵養、山地災害防止等の公益的かつ多面的な機能を担う側面もあることから、従前より、国、都道府県、市町村によって、計画的に管理・育成されているものの、主伐期における効率的伐採・搬出を見据えた重点的・戦略的な整備とはなっていないのが現状である。

以上のような構造に直面する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を進める上で、関連制度の在り方や行政の役割の見直し、さらには、森林所有者と林業経営体、木材加工業者、流通業者の関係の再構築が不可欠である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

#### (2) 具体的な規制改革項目

##### K P I の設定及び工程表の作成

【a:平成 30 年上期実施、b:平成 30 年度以降、継続的に実施】

構造的課題を克服し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を進める上で、( )小規模零細で経営意欲を失っている森林所有者の経営の、意欲と能力のある林業経営体への集積・集約化、( )政策により経営の集積・集約化を進める生産性の高い森林への路網整備等の重点化、( )川上から川下までのサプライチェーンを繋ぎ、コスト削減を進めつつ、マーケットインの発想で高付加価値な木材を供給する体制の実現、( )能力ある民間事業者の最大限活用、を旨として施策を講じるべきである。

したがって、以下を実施する。

- a 集積・集約化により林業生産林として整備していくべき人工林の面積や、整備する路網の規模、国産材の供給量の見込み、さらには、川上から川下までの林業全体の付加価値生産額などに関し、適切なKPIを用いて、時期を明示した目標を定めるとともに、その目標の実現に向けた施策の工程表を明らかにする。
- b 上記aにおいて定めた目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。

## 新たな森林管理システムに関する事項

### ア 市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みの創設

【平成29年度検討開始、結論を得次第速やかに実施】

現行の森林法（昭和26年法律第249号）では、森林所有者に対し、市町村が定める市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを求めているが、履行の徹底や施業等のコスト負担は求められず、最終的には公的負担で管理される仕組みになっている。その結果、管理意識の乏しい零細所有者が増え、林地境界が不明確な区域も拡大し、広域的施業に要する路網整備等が滞る一因となっている。

したがって、以下に掲げるとおり、新たな森林管理システムを構築する。

- a 森林所有者の森林管理の責務を明確化する。
  - ・ 適切な時期における森林の伐採、造林、間伐の実施など森林所有者が果たすべき、森林の適正な管理と効率的利用に関する責務を明確化する。
  - ・ その上で、森林管理等の責務を果たすことが困難な所有者にあっては、市町村への管理委託が進む十分な動機付けとなるような仕組みを構築する。
  - ・ 自ら責務を果たす意向を示したにもかかわらず一定期間、責務が果たされない場合には、裁定等により迅速に市町村の管理に委ねるなど、実効ある仕組みを構築する。
- b 森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営を集積・集約化する仕組みを構築する。
  - ・ 様々な森林の管理委託を受ける市町村が意欲と能力のある林業経営体を広く募集するなど、森林を積極的に意欲ある経営体に委ね、生産性の高い林業経営を促す仕組みを構築する。
  - ・ 民間に委ねる生産性の高い森林については、この新システムを構築した地域を中心として、森林作業道だけでなく基幹的な道も含めたネットワークを構築する路網整備を、森林整備事業も活用して進めるとともに、高性能林業機械の導入を重点的に推進する。
- c 市町村が再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市

町村が間伐等の公的管理を行う仕組みを構築する。

- ・ 林業生産林としての採算性が見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を進める。
- ・ 民間事業者にできるだけ幅広い範囲で作業委託できるようにする。

#### イ 市町村行政の補完等のための仕組みの整備

【平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに実施】

新たな森林管理システムでは、市町村が、森林の経営・管理を受託した上で、経済性のある森林は林業経営者に再委託し、それ以外の森林については、市町村自ら森林を適切に管理しなければならない。しかしながら、これらの業務を担える人材を恒常的に配置できる市町村ばかりではないのが現実である。

したがって、民間事業者の能力を活かせる場合には、積極的に活用するよう留意しつつ、以下を実施する。

- a 市町村の森林・林業行政については、林業の専門家を効果的に活用することに加え、その体制が脆弱である場合、市町村域を超えて森林の管理を行うことが効率的である場合など一定の場合には、都道府県が市町村の業務を代行できる仕組みを整備する。
- b 人材育成など広域的に行った方が効率的な業務については、都道府県による更なる取組について検討する。

#### ウ 国有林事業との連携

【平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに実施】

民有林に関するこの新たな森林管理システムが効率的に機能するためには、国有林と連携して取組を進める必要がある。

したがって、国有林事業との一層の連携を図るため、以下を実施する。

- a 林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有林への技術普及などの民有林との連携を進める。
- b 意欲と能力のある林業経営体への国有林野事業の受注等の機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営体情報の市町村に対する提供を行う。

#### エ 所有者不明森林への対応強化

【平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに実施】

新たな森林管理システムが効果的に機能するためには、所有者不明森林における施業の円滑化を進める必要がある。

したがって、新たな森林管理システムの構築に併せ、所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるよう検討し、実施する。

なお、市町村が行う公的管理や、この新たな森林管理システムを円滑に機能させるた

めのその他の業務が適切に遂行されるよう、財源を確保することが重要であり、別途創設に向けて検討するとされている森林環境税（仮称）を活用することが考えられる。

新たな森林管理システムを活かし林業の成長産業化を進めるために対応すべきその他の事項

#### ア 木材の生産流通構造改革

【平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに実施】

で示した川上における対策に合わせ、経済性のある森林の見極めと路網整備等の重点化を更に進めつつ、川上から川下までの連携強化を進め、海外に比べ高い流通コストの削減や木材需要の拡大を図る必要がある。

したがって、木材の生産流通構造改革を推進するために、以下に掲げる方向で検討する。

- a 川上から川下までを網羅し、かつ長期・大口での事業展開が可能な事業者を軸とした、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進する方策を検討、実施する。
- b ICTの利活用を徹底し、森林調査や施業計画立案の高度化、市場情報のサプライチェーンを通じた共有による作業効率や付加価値の抜本的向上などを促進する方策を検討、実施する。
- c サプライチェーンに携わる多様な担い手や消費者が、森林の機能、成長段階、利用状況等を把握、理解できるような情報の整理、集約の方策を検討する。
- d 森林組合との連携や加工・流通の合理化を進めるとともに、高付加価値な木材市場を切り開く加工事業者の市場に即応した林業経営への進出や、市場を見据えた林業経営体の川下事業への展開を促進するなど、林業の成長産業化に向けた生産流通構造改革の担い手に政策資源を重点化する。

#### イ 木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し

【平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに実施】

新たな木材需要を創出するためには、民間事業者の自立的な林業経営により生産される質の高い木材や日本固有の樹種が最大限有効活用されるよう、利活用を過度に制限する規制・基準などの改革を進める必要がある。

したがって、建築物の強度や、防耐火性能、公共施設など公衆が利用する建築物に関する規制や基準などを、最新の技術動向や海外比較等に基づき、木材の利活用を過度に制限することがないよう幅広く見直す。

#### ウ 国有林に関する民間活力の導入

【平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに実施】

国有林については、民間事業者が長期・大口で伐採から販売までを一括して行う手法の提案募集・検証が進められており、その成果を活かすことが重要である。

したがって、国有林を長期・大口で伐採から販売までを一括して行う手法の民間事業者からの改善提案を踏まえた課題の整理を速やかに行うとともに、民間活力の導入に関し検討する。

## 規制改革推進会議委員及び専門委員名簿

## 委員名簿

議長	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
議長代理	金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長 グループCEO
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	江田 麻季子	インテル代表取締役社長
	古森 重隆	富士フイルムホールディングス代表取締役会長兼CEO
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	野坂 美穂	多摩大学経営情報学部専任講師
	長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
	林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
	原 英史	政策工房代表取締役社長
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
	吉田 晴乃	B T ジャパン代表取締役社長

## 専門委員名簿

## 行政手続部会

大崎 貞和	野村総合研究所主席研究員
川田 順一	J X T G ホールディングス取締役副社長執行役員
國領 二郎	慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授
佐久間 総一郎	新日鐵住金代表取締役副社長
田中 良弘	新潟大学法学部准教授
堤 香苗	キャリア・マム代表取締役
濱西 隆男	尚美学園大学総合政策学部教授

## 農林ワーキング・グループ

青木 亮輔	東京チェーンソーズ代表取締役
齋藤 一志	庄内こめ工房代表取締役
白井 裕子	慶應義塾大学政策・メディア研究科兼環境情報学部准教授
林 雅文	伊万里木材市場代表取締役
藤田 毅	フジタファーム代表取締役
本間 正義	西南学院大学経済学部教授
三森 かおり	ぶどうばたけ取締役
渡邊 美衡	カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長

#### 水産ワーキング・グループ

有 路 昌 彦 近畿大学世界経済研究所水産・食料戦略分野教授  
泉 澤 宏 泉澤水産代表取締役  
下 苧 坪 之 典 ひろの屋代表取締役  
中 島 昌 之 マルハニチロ取締役専務執行役員  
花 岡 和 佳 男 シーフードレガシー代表取締役社長  
本 間 正 義 西南学院大学経済学部教授  
渡 邊 美 衡 カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長

#### 医療・介護ワーキング・グループ

川 淵 孝 一 東京医科歯科大学大学院医療経済学分野教授  
土 屋 了 介 神奈川県立病院機構 理事長  
戸 田 雄 三 富士フイルム 取締役 副社長・C T O  
森 田 朗 津田塾大学総合政策学部教授

#### 保育・雇用ワーキング・グループ

池 本 美 香 日本総合研究所主任研究員  
島 田 陽 一 早稲田大学副総長

#### 投資等ワーキング・グループ

村 上 文 洋 三菱総合研究所 社会 I C T イノベーション本部 主席研究員

ワーキング・グループ等の構成員

ワーキング・グループ等	構成員			
行政手続部会	高橋 滋 部会長 安念 潤 司 部会長代理 江田 麻季子 委員 野坂 美穂 委員 林 いくみ 委員 原 英史 委員	大崎 貞和 専門委員 川田 順一 専門委員 國領 二郎 専門委員 佐久間 総一郎 専門委員 田中 良弘 専門委員 堤 香苗 専門委員 濱 西隆 男 専門委員		
農林ワーキング・グループ	飯田 泰之 座長 長谷川 幸洋 座長代理 林 いくみ 委員 吉田 晴乃 委員	青木 亮輔 専門委員 齋藤 一志 専門委員 白井 裕子 専門委員 林 雅文 専門委員 藤田 毅 専門委員 本間 正義 専門委員 三森 かおり 専門委員 渡邊 美衡 専門委員		
水産ワーキング・グループ	野坂 美穂 座長 原 英史 座長代理 長谷川 幸洋 委員 林 いくみ 委員	有路 昌彦 専門委員 泉 澤 宏 専門委員 下苧坪 之典 専門委員 中島 昌之 専門委員 花岡 和佳男 専門委員 本間 正義 専門委員 渡邊 美衡 専門委員		
医療・介護 ワーキング・グループ	林 いくみ 座長 森下 竜一 座長代理 江田 麻季子 委員 野坂 美穂 委員	川 湊 孝一 専門委員 土屋 了介 専門委員 戸田 雄三 専門委員 森田 朗 専門委員		
保育・雇用 ワーキング・グループ	安念 潤 司 座長 森下 竜一 座長代理 飯田 泰之 委員 八代 尚宏 委員	池本 美香 専門委員 島田 陽一 専門委員		
投資等ワーキング・グループ	原 英史 座長 吉田 晴乃 座長代理 飯田 泰之 委員 森下 竜一 委員 八代 尚宏 委員	村上文洋 専門委員		
タスクフォース(労働基準監 督業務の民間活用等)	八代 尚宏 主査			

## 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

注：本答申に関連するワーキング・グループのみ記載

## 規制改革推進会議

第 19 回	H29.7.20	・規制改革推進会議の進め方について ・「規制改革ホットライン」集中受付の実施について
第 20 回	H29.9.11	・「規制改革ホットライン」について ・当面の重要事項について
第 21 回	H29.10.24	・屋外広告規制の見直しについて ・利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現について ・規制改革ホットラインについて
第 22 回	H29.11.17	・「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」 の事後報告について ・保育制度の見直しに係る審議状況について ・電波割当制度の改革に係る審議状況について
第 23 回	H29.11.29	・「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」について ・答申取りまとめ

## 農林ワーキング・グループ

第 1 回	H29.9.20	・森林・林業政策の現状と課題について（関係府省からのヒアリング） ・農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項
第 2 回	H29.10.5	・森林・林業に関する提言について（関係自治体からのヒアリング） ・「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進」に関する総務省からのヒアリング（森林吸収源対策税制を検討する立場から）
第 3 回	H29.10.11	・森林・林業政策の現状と課題について（関係事業者からのヒアリング）
第 4 回	H29.10.25	・卸売市場に関する現状と課題（関係府省からのヒアリング）
第 5 回	H29.11.1	・卸売市場に関する現状と課題（関係事業者からのヒアリング）
第 6 回	H29.11.6	・森林・林業に関する提言について ・農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進について （農業者からのヒアリング）
第 7 回	H29.11.15	・農地をめぐる諸課題について（関係府省からのヒアリング）
第 8 回	H29.11.24	・卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言案について ・新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見案について

## 保育・雇用ワーキング・グループ

第 1 回	H29.9.22	・保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項 ・保育に関するヒアリング（関係府省からのヒアリング）
第 2 回	H29.10.6	・保育に関するヒアリング（関係府省、関係事業者からのヒアリング）
第 3 回	H29.10.18	・保育に関するヒアリング（関係府省、関係自治体からのヒアリング）
第 4 回	H29.11.1	・保育に関する現状 ・保育に関するヒアリング（関係自治体からのヒアリング）

## 投資等ワーキング・グループ

第 1 回	H29.9.15	・投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項 ・IT時代の遠隔教育（関係府省からのヒアリング）
第 2 回	H29.9.26	・債権譲渡による資金調達の促進（関係府省、関係団体からのヒアリング） ・規制改革実施計画（平成 29 年 6 月）の今年度上期までの実施状況
第 3 回	H29.10.11	・電波割当制度の改革（有識者からのヒアリング） ・規制改革実施計画の今年度上期までの実施状況
第 4 回	H29.10.17	・電波割当制度の改革（有識者からのヒアリング）
第 5 回	H29.10.24	・電波割当制度の改革（有識者、関係事業者からのヒアリング）
第 6 回	H29.10.25	・電波割当制度の改革（関係事業者、関係団体からのヒアリング）
第 7 回	H29.10.30	・電波割当制度の改革（有識者、関係府省からのヒアリング）
第 8 回	H29.11.9	・電波割当制度の改革（関係府省からのヒアリング）
第 9 回	H29.11.16	・電波割当制度の改革（有識者、関係団体、関係府省からのヒアリング）
第 10 回	H29.11.17	・電波割当制度の改革（有識者、関係団体、関係府省からのヒアリング）